

## 各課取り組みの実施状況及び評価

◎達成基準

達成度	評価内容	達成状況
A	目標を十分に達成した	75～100%
B	目標をある程度達成した	50～75%程度
C	あまり成果があげられなかった	25～50%程度
D	制度改正等により事業が廃止されている	25%未満

◎今後の方向性

評価指標	評価内容
充実	事業を充実して推進していく必要がある
維持	事業を継続して推進していく必要がある
改善	事業の内容や進め方等に改善が必要である
縮小	事業の規模を縮小して推進していく必要がある
廃止	制度改正等により事業が廃止されている

## 基本目標 1

## 妊娠から育児まで切れ目なく支援する環境づくり

## 1 相談支援体制と情報提供の充実

	事業	概要	担当課	達成状況	達成度	残された課題・今後必要な取組	今後の方向性
P.33	(1)相談支援体制の充実	子ども・子育て相談センター(子育て世代包括支援センター)	子育て総合支援課	子育て世代包括支援センターと、児童虐待の早期発見とその対応に主眼を置いた子ども家庭総合支援拠点の機能を一体化した「広陵町子育て家庭総合相談センター」(さらに再編し、新たにセンター長や統括支援員を配置した「広陵町子ども家庭センター」において、その指揮・命令のもと、相談支援体制の強化を図りました。	A	昨年に実施したさわやかホール2階の改修により、子ども家庭センターの沿革をなす担当課をこのワンフロアに集約し、就学前の子どもと就学後の児童生徒により所管課の所在地が分かれていたことによる物理的弊害をなくしました。今後は、これを活かし、より効率的な情報共有や連携を実現し、相談支援強化を図ります。	充実
	(1)相談支援体制の充実	地域子育て支援拠点事業(一般型)	子育て総合支援課	昨年に引き続き、なかよし広場において、毎月1回の講座を開催し、作業療法士による「子育て講座」や保育コンシェルジュによる「すこやか相談」を実施し、子育て中の親子の交流の場の提供を積極的に行いました。	A	今後も引き続き、民生・児童委員や子育てボランティアの協力を得ながら実施し、魅力的な講習会を開催するなど、子育て親子の交流の場の提供を行います。また、子育てに関する情報発信を行い、相談しやすい環境づくりにより、広場で受けた子育て相談について、丁寧にフォローしていきます。	維持
P.34	(1)相談支援体制の充実	幼稚園・保育園・認定こども園での子育て支援	こども課	各施設において、親子が共に交流や相談等を行う交流の場を提供しました。	B	実施状況について、より多くの方が利用頂けるよう情報発信に努めます。	維持
	(1)相談支援体制の充実	心の健康相談室	社会福祉課	心の健康相談のために電話・来庁された方には相談内容に傾聴し、精神科医療機関等に受診が必要な方には適切な医療機関を紹介したり、その場で解決できそうな問題に対しては助言を行いました。	B	メンタルヘルスに関わる話が大半であり、専門職の少なから即時対応ができない場合があります。対応技術の向上と併せて、対応できる職員配置が必要になります。	改善
	(2)子育てに関する情報提供の充実	総合的な子育て情報の提供	こども課 こども政策課	町広報誌をはじめとし、ホームページやLINEを活用し、情報提供に努めるとともに、「子育てパンフレット」を民間事業者と協働で作成し、より見やすく集約的な情報発信を行いました。また、子育て応援サイトを立ち上げ子育て支援関連情報を見やすくしました。	A	引き続き情報発信の質向上に努めます。	維持

## 2 子どもの健やかな育ちの支援

P.35	(1)子どもと母親の健康づくり	母子健康手帳交付	けんこう推進課	妊娠届出時の母子健康手帳交付の際、保健師または助産師が個別面談を実施し、妊娠、出産、育児に関する情報提供や相談を行い、こども家庭センターとして、切れ目ない支援への入り口としました。	A	引き続き、母子健康手帳交付時に保健師または助産師による個別面談を実施し、必要に応じて適切な支援につなげていきます。	維持
	(1)子どもと母親の健康づくり	妊婦健康診査	けんこう推進課	妊婦健康診査は県内の妊婦健康診査等集合契約医療機関において、受診券方式で実施しています。(県外の医療機関で受診した場合は後日、補助額を償還)受診券は妊娠届出時の面談において発行しており、その際、受診勧奨も実施しました。	A	おもに母子健康手帳交付時の面談において、妊婦健康診査の定期的な受診の必要性を伝えていきます。	維持
	(1)子どもと母親の健康づくり	妊婦歯科健診	けんこう推進課	妊娠届出時に妊婦歯科健診の日程(1歳6か月児健診、3歳6か月児健診における歯科健診と同時実施)や、申込方法(LoGoフォームを使用)について案内しています。申込を希望しない妊婦に対しては、かかりつけ歯科の確認と受診勧奨を実施しました。	A	引き続き、妊娠届出時に妊婦歯科健診の受診勧奨を実施します。	維持
	(1)子どもと母親の健康づくり	マザークラス、パパママクラス	けんこう推進課	マザークラスについては、令和5年度に廃止し、以降はパパママクラスのみ実施しています。令和6年度は4回日程を設定しましたが、台風による影響のため3回の実施となりました。妊婦と夫(パートナー)が参加しやすいように、土、日曜日に実施しました。	A	より多くの妊婦と夫(パートナー)に参加してもらうよう、引き続き、申込にはLoGoフォームを利用し、パパママクラスは土、日曜日に実施します。また、設定された日程への参加が難しい場合等、必要に応じて、個別で助産師が対応します。	維持

P.36

	事業	概要	担当課	達成状況	達成度	残された課題・今後必要な取組	今後の方向性	
	(1)子どもと母親の健康づくり	妊産婦訪問指導	妊産、出産後の悩み、子育ての不安などの相談、保健指導を行います。	けんこう推進課	おもに妊娠、出産後の悩み、子育ての不安を抱える方に対し、助産師または保健師が訪問を実施しました。また、必要に応じて管理栄養士も訪問を実施し、栄養指導を実施しました。	A	助産師または保健師、必要に応じて管理栄養士が妊産婦に対する訪問を実施し、妊産婦の健康、子育て等を支援します。	維持
	(1)子どもと母親の健康づくり	妊婦判定受診助成費	非課税世帯、生活保護世帯の妊婦を対象とした妊婦判定受診料を助成します。	けんこう推進課	妊婦届出時にすべての妊婦に事業について案内を実施しました。対象者には申請内容を精査の上、受診料を助成しました。	A	妊婦届出時にすべての妊婦に事業案内を実施し、妊婦判定を受ける際の受診料の負担を軽減します。	維持
	(1)子どもと母親の健康づくり	低体重児の養育支援	体重が2,500g未満の赤ちゃんには十分な配慮が必要なため、低体重児届出を受け、訪問等により支援を行います。	けんこう推進課	低体重児出生届を受理する際、保健師または助産師が保護者と面談を実施し、訪問等の支援を行いました。また、必要に応じて医療機関等の関係機関とも連携を行いました。	A	対象児、保護者の状況に応じて、訪問等により、必要な支援を実施します。	維持
	(1)子どもと母親の健康づくり	未熟児訪問指導	未熟児の健やかな成長を支援するとともに、親への重点的養育支援を行います。	けんこう推進課	低体重児への支援同様、保健師または助産師が訪問等により支援を行いました。対象児の状況によっては、医療機関や保健所等、関係機関と連携の上、支援を実施しました。	A	対象児、保護者の状況に応じて、関係機関等と連携し、訪問等により、地域で生活するにあたり必要な支援を実施します。	維持
	(1)子どもと母親の健康づくり	産後ケア	産後4か月までの期間に、子育ての支援者がいない、初めての出産で不安が大きい等、子育てへの支援が必要な親子に対し、助産師等の専門職が必要な支援を行うことで、育児の負担軽減を図り自信を持って育児が行えるように支援します。	けんこう推進課	妊婦届出時にすべての妊婦に対し、産後ケア事業を案内しました。3か所の助産院に事業を委託しており、産後1年以内の産婦で、体調や育児に不安がある場合や、身近に育児の支援者がいない場合等に利用を勧めました。必要に応じて、町担当者と助産院とが連携をすることで、細やかな支援を提供しました。	A	今後は、支援を必要とする産婦の利便性を考慮し、利用方法について、これまでの利用施設、希望日等を事前に町に報告する方法から、利用券を即日交付し、施設との連絡のみで利用を可能とする方法に変更します。今後も必要に応じて、助産院と連携し、支援の充実を図っていきます。	維持
	(1)子どもと母親の健康づくり	こんにちは赤ちゃん事業(乳幼児全戸訪問事業)	生後4か月までの乳児と母親を対象に助産師や保健師が家庭を訪問し、育児相談や児童虐待の予防に努めます。	けんこう推進課	生後4か月までの乳児と保護者に助産師または保健師が家庭を全件訪問しました。家庭訪問が困難な場合は、来所相談を行う等、柔軟に対応し、乳児の健やかな成長と子育てを支援しました。	A	生後4か月までの乳幼児と保護者全員に対し、助産師または保健師が家庭訪問による相談支援を実施します。	維持
	(1)子どもと母親の健康づくり	乳児健康診査	4か月児の乳児を対象に健康診査を実施し、異常の有無を早期に発見するとともに、必要に応じて、適切な指導を行います。	けんこう推進課	2か月に1回、集団方式で4か月児健康診査を実施し、異常の早期発見の他、保健師、管理栄養士が個別指導、相談を行うことで育児支援を行っています。未受診者には保健師が自宅等を訪問し、すべての乳児、保護者へ支援が行き渡るようにしました。	A	健康診査を実施することで、乳児の異常の早期発見の他、1か月児健康診査の結果も参考にし、母親の心身の健康の保持増進を支援します。また、引き続き、未受診者へは訪問等により支援を実施します。	維持
	(1)子どもと母親の健康づくり	幼児健康診査(1歳6か月児、3歳6か月児)	1歳6か月児、3歳6か月児を対象に内科健診、歯科健診、視力検査等の健康診査を行い、疾病等の異常を早期に発見するとともに、情緒面や育児についての指導や助言を行うことで、母子の健やかな成長を支援します。	けんこう推進課	母子保健法に基づき、2か月に1回、1歳6か月児、3歳6か月児を対象に集団方式で健康診査(内科、歯科)を実施しました。保健師による問診・相談、歯科衛生士による相談は全員に実施し、必要な方には管理栄養士、臨床心理士による相談も実施しました。	A	母子保健法に基づき、集団方式で1歳6か月児、3歳6か月児を対象に健康診査及び相談を実施し、疾病等の異常の早期発見、早期治療につなげる他、情緒面や育児について指導、助言を行います。	維持
	(1)子どもと母親の健康づくり	10ヶ月児相談	幼児(10ヶ月児)の発達進捗相談・子育て支援を行います。	けんこう推進課	集団形式で実施していましたが、令和6年度に廃止し、個別相談形式に変更しました。保健師、助産師、管理栄養士が、乳児と保護者が必要とするタイミング、ニーズに合わせて、細やかに対応しています。	D	保健師、助産師、管理栄養士が、乳児と保護者が必要とするタイミング、ニーズに合わせて、細やかに相談対応します。また、保護者同士の交流の場や子育て相談の場として、子育て総合支援課の事業である「なかよし広場」の周知を行います。	廃止
	(1)子どもと母親の健康づくり	すくすく相談	生後4か月から1歳6か月までの乳幼児の生活習慣や離乳食、育児の相談に応じ、必要な指導や助言を行います。	けんこう推進課	相談日を設定し、予約制で相談を実施していましたが、令和2年度に廃止し、希望者が必要な時に相談できるよう、個別相談形式に変更しました。保健師、助産師、管理栄養士が、乳児と保護者が必要とするタイミング、ニーズに合わせて、細やかに対応しており、子育て総合支援課の事業である「なかよし広場」のチラシを配布する等、母子交流や身体計測の機会についても周知しています。	D	保健師、助産師、管理栄養士が随時、個別相談を実施するだけでなく、こども家庭センターとして子育て総合支援課と連携しながら、子どもと保護者の健康づくりを実施していきます。	廃止
	(1)子どもと母親の健康づくり	1歳6か月児健診フォロー教室	1歳6か月児健診時に、言葉や発達面等で不安のある親子に対し、2歳～2歳4か月頃に遊びを通して身体の発育や情緒面などの発達を促していく。保護者に対しては、教室を通して児童に対するかかわり方等の指導、助言を行います。	けんこう推進課	令和元年度のみ実施。令和2年度から廃止しています。	D	発達について相談や支援を要する乳幼児とその保護者に対し、けんこう推進課が実施することも相談または、子育て総合支援課が実施する子育て講座等の機会を利用し、指導や助言を行います。また、こども家庭センターとして、必要時、関係機関と連携を行います。	廃止
	(1)子どもと母親の健康づくり	予防接種	伝染のおそれのある疾病の発生及びまん延を予防するために予防接種を行い、公衆衛生の向上及び推進を図ります。	けんこう推進課	伝染のおそれのある疾病の発生・まん延を予防するために予防接種法に基づき、定期予防接種を実施しました。	A	予防接種法に基づき、定期予防接種を実施します。また予防接種による健康被害について迅速な救済を図ります。	維持
	(1)子どもと母親の健康づくり	マタニティマークの普及・啓発	マタニティマークの配布及び啓発を推進し、妊婦にやさしいまちづくりを進めます。	けんこう推進課	妊婦届出時にすべての妊婦にマタニティマークのキーホルダー及び、自動車用ステッカーを配布し、利用について啓発しました。	A	マタニティマークの利用等を啓発し、妊婦にやさしいまちづくりを推進していきます。	維持

P.37

	事業	概要	担当課	達成状況	達成度	残された課題・今後必要な取組	今後の方向性
P.38	(2)食育の推進 食育推進事業	「食を通して家族や地域がつながり、健康な心身をつくる」を基本理念として、地域や関係機関と連携しながら、規則正しい食習慣の定着をはじめ、食の楽しさや食への関心を高めるなど各ライフステージに応じて普及・啓発を行います。	教育総務課	毎月、給食日より献立表を配布し、給食を通して家庭での食育やコミュニケーションを推進するとともに、1年間食育の目的テーマ(令和6年度は「日本全国味めぐり」)を決めて、内容に興味を持ちやすい工夫した。また、地産地消や食文化、栄養バランス等、様々な角度から食への理解を深められるよう献立を検討・選考し、給食を提供しました。	B	家庭での食事も児童・生徒の成長に大いに影響することから、今後も家庭へ食育に興味をもちやすくなるよう啓発していきます。	維持
			こども課	町内の保育園・こども園において、野菜の収穫や収穫した野菜の調理、クッキング体験を行った。毎月保護者に対しては給食日より通じて、食育の取組や家庭でできる取組等を発信した。こども園においては保護者対象に給食試食会を実施し、給食を通して、こどもの食の大切さ等について啓発を行いました。	A	園での収穫体験やクッキングの体験等、食への関心を高める取組を継続して実施します。保護者に対しては給食日より給食試食会を通してこどもの食について普及する機会を設け、正しい知識等の普及を行います。関心の低い保護者に対しての啓発が課題であるが、園の掲示を使い、自然と目にとまるような環境をつくります。	充実
			けんこう推進課	・地域や関係機関と連携を図り、食育を推進していくため食育推進会議を年に2回開催しました。令和6、7年度の2か年で健康増進計画と食育計画の一体的策定を行います。 ・乳幼児健診における栄養相談、健康増進事業、イベント等の機会を利用し、食育について各ライフステージに応じた普及・啓発を実施しました。	A	健康増進計画と食育推進計画の一体的な策定を進め、心身ともに健康で豊かな生活を営みことができるまちづくりを目指し、食育を推進していきます。	充実
(3)小児医療の充実	かかりつけ医の定着の推進	かかりつけ医を推奨し、町内医療機関の情報提供などにより、疾病の早期発見・治療を促します。	けんこう推進課	乳幼児健診や相談等の機会、町ホームページや広報誌、「保健事業のご案内」を利用し、町内医療機関等の情報提供を実施しました。	A	町内医療機関の情報提供等を通じて、かかりつけ医の定着を推進し、疾病の早期発見・治療を促します。	維持
(3)小児医療の充実	休日夜間応急診療所	広域的な連携のもと、休日夜間の小児の急病に対応します。	けんこう推進課	休日夜間診療に関する連絡会議等に出席し、小児医療の体制整備に努めました。	A	医師会、近隣自治体等と連携し、小児医療の充実のため、体制整備に努めます。	維持
(3)小児医療の充実	子ども医療費助成事業	子育て支援の一助として、0歳から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの子どもを対象に医療費の一部を助成し、子どもの健康の保持と、福祉の増進を図ります。	保険年金課	従来の事業を継続的に実施するとともに、令和6年8月からは現物給付方式の対象者を、未就学児から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの子どもに拡大しました。また、マイナンバーカードを用いて医療費助成を行うPMH事業を実施しました。	A		維持

### 3 子育てにかかる経済的負担の軽減

P.39	(1)妊娠・出産に関する支援	特定不妊治療費助成・不妊に関する相談	県と連携し、特定不妊治療を受けられた方を対象に、治療費の一部を助成します。また、不妊専門相談センターの周知を行います。	けんこう推進課	令和4年4月から不妊治療が保険適用になったことに伴い、奈良県が実施していた特定不妊治療費の助成及び、奈良県不妊専門相談センターは終了しています。 町独自の制度として、不妊に悩む夫婦の経済的負担を軽減するため、一般不妊治療にかかる費用の一部助成を実施しました。 また、相談窓口として、奈良県性と健康の相談センター「ならはぐ」について周知を実施しました。	A	令和7年度から一般不妊治療費にかかる費用の一部助成に加え、特定不妊治療費にかかる必要の取組を実施します。 不妊についての相談は、けんこう推進課の助産師が対応する他、専門相談機関として、引き続き奈良県性と健康の相談センター「ならはぐ」の周知・啓発を継続します。	充実
	(1)妊娠・出産に関する支援	出産育児一時金	国民健康保険被保険者が出産したときは、医療機関などと受取代理契約の上、出産育児一時金の額を限度として直接医療機関などへ支払います。	保険年金課	従来の事業を継続的に実施するとともに、制度の周知に努めました。	B		維持
	(1)妊娠・出産に関する支援	誕生祝い品事業	広陵町に住み票がある方の出生届があった際に、給本3種類の中から1冊を選んでいたとともに、ごみ袋を1セット進呈しています。	住民課	広陵町に住み票がある方の出生の届出があった際に給本1冊(3種類から選択)とごみ袋1セットを進呈しました。	A	現在進呈している3種類の給本をすでに持っている方が比較的多く、別の誕生祝い品(ベビー靴下とスタイのセット)に変更する予定です。	改善
P.40	(2)子どもを持つ家庭への経済的支援	児童手当	中学校卒業までの児童を養育している保護者等に手当を支給することで家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的として児童手当を支給します。	こども課	令和6年10月に所得制限が撤廃され、対象年齢が高校生年代まで拡大されると共に、第3子に対する支給額も拡大されました。これに伴い申請が必要者に対しては、従来の事業と合わせて、書類の未提出者に対しては、積極的に勧奨を行い、制度の周知に努めました。	B		維持
	(2)子どもを持つ家庭への経済的支援	特別児童扶養手当	20歳未満の、身体または精神に中程度以上の障がいのある児童を監護している父または母、もしくは父母に代わってその児童を養育している方に支給します。	こども課	従来の事業を継続的に実施するとともに、書類の未提出者に対しては、積極的に勧奨を行い、制度の周知に努めました。	B		維持
	(2)子どもを持つ家庭への経済的支援	心身障がい者医療費助成事業	満1歳以上で身体障がい者手帳1級・2級または療育手帳A1・A2を所持している心身に重度の障がいがある方の健康の保持及び福祉の増進を図るため、医療費の一部を助成します。	保険年金課	従来の事業を継続的に実施するとともに、令和6年8月からは現物給付方式の対象者を、未就学児から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの子どもに拡大しました。また、マイナンバーカードを用いて医療費助成を行うPMH事業を実施しました。	A		維持
	(2)子どもを持つ家庭への経済的支援	障がい児福祉手当	20歳未満の在宅重度障がい児で、常時介護を必要とする方に、障がい児の福祉を増進するため支給します。	社会福祉課	新規で手帳取得時や障がい等級が重度に変更した際など、受給対象と思われる児童の保護者に対しては制度の内容を説明するとともに申請を促しています。	B	この事業は県が実施機関であることから、年齢到達に伴って特別障害者手当の対象に切り替わる際、県から通知により初めて対象者を認識することがあるため、事前にこちらでも対象者を抽出し、早期に保護者には連絡を入れておく必要があります(特別障害者手当切り替え時には診断書が必須であり、診断書作成に時間がかかるため)。	改善
	(2)子どもを持つ家庭への経済的支援	未熟児養育医療	未熟児養育医療の給付を行います。	保険年金課	従来の事業を継続的に実施するとともに、制度の周知に努めました。	B		維持

基本目標 2

子育てと仕事の両立を支援する環境づくり

1 多様な保育ニーズに対応するための支援

	事業	概要	担当課	達成状況	達成度 (選択式)	残された課題・今後必要な取組	今後の方向性 (選択式)
P.41	(1)保育サービスの充実	幼保一体化総合計画の推進	幼保一体化総合計画に基づき、町立幼稚園・保育園の認定こども園化を段階的に推進します。	西校区において公私連携幼保連携型認定こども園である「畿央大学付属広陵こども園」が令和5年4月に開園したほか、「子ども支援施設整備基本計画」に基づき、東校区において令和8年4月の開園を予定する公私連携幼保連携型認定こども園の運営法人を選定し、説明会等を開催し開園に向けた準備を進めました。	B	引き続き東校区における公私連携幼保連携型認定こども園の開園に向けた準備を進めるほか、真美ヶ丘地区における幼保一体化について進めていきます。	維持
	(1)保育サービスの充実	通常保育事業	保護者が就労及び病気などにより、保育を必要とする子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ります。	個々の園児に応じた保育を各施設において実施しました。	B	今後も適切な保育環境の維持に努めていきます。	維持
	(1)保育サービスの充実	延長保育事業	保護者の就労形態の多様化、長時間勤務などに伴う保育時間の延長に対応するため、開所時間(11時間)の後、さらにおおむね30分の保育を行います。	従来に事業を継続的に実施するとともに、保護者のニーズに応えました。	B	今後も保護者のニーズに応じることができるよう努めていきます。	維持
P.42	(1)保育サービスの充実	病後児保育事業	病気が回復期で、医療機関による治療の必要はないが安静の確保に配慮する必要があるため、集団保育が困難な期間、保育園、病院などに付設された専用スペースにおいて一時的に保育を行います。	引き続き町内外3施設の利用を可能とし、実施しました。	B	今後も保護者のニーズに応じることができるよう努めていきます。	維持
	(1)保育サービスの充実	私立保育園への補助	質・量ともに多様化する地域住民の保育要求に対し、保育を必要とする児童の福祉を増進し、あわせて保育事業の円滑な運用に資するため、私立保育園に対して補助金を交付します。	従来の補助金に加え、令和6年度より県費を活用し、保育士の処遇改善に関する補助を実施するため、要綱等の整備を行いました。	B	私立保育園等の適切な運営に必要であり、客観的な視点から適当であると認められる事業については、適宜、補助を行っています。	維持
	(1)保育サービスの充実	産休明け保育	保護者が保育を必要とする条件を満たした場合、産休明け乳児保育として、生後2か月目から保育を行います。	引き続き、広陵西・馬見労務保育園において実施しました。	B	今後も保護者のニーズに応じることができるよう努めていきます。	維持
P.43	(1)保育サービスの充実	保育士研修	保育士の専門性の向上を図るための研修制度を充実させます。	各種団体の実施する研修会への参加などを積極的に推進しました。	B	保育士の専門性向上に寄与する研修制度の充実に努めていきます。	維持
	(2)地域における子育て支援サービスの充実	子育て短期支援事業(ショートステイ)	保護者の疾病・疲労その他の身体上または精神上もしくは環境上の理由により、家庭において、児童を養育するのが一時的に困難になった場合や、経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合などに実施施設において養育・保護を行います。	児童養護施設等の受け皿不足に対応するため、町内の里親とも委託契約を開始し、急な利用申請への対策を図りました。ショートステイで延べ3人の利用がありました。	B	今後も制度の周知を行い、必要な方への支援につなげていきます。	維持
	(2)地域における子育て支援サービスの充実	一時保育事業(リフレッシュ保育など)	1歳児から就学前までの児童を対象に、育児疲れ解消、短時間勤務などの就労形態の多様化に伴う一時的な保育ニーズに対して保育を行います。	従来の事業を継続的に実施し、制度の周知に努めるとともに、畿央大学付属広陵こども園でも事業を開始しています。	B	今後も保護者のニーズに応じることができるよう努めていきます。	維持
	(2)地域における子育て支援サービスの充実	地域子育て支援拠点事業(一般型)【再掲】	子育て家庭の親子が気軽に集い、うち解けた雰囲気の中で語り合い、交流の場を提供するとともに、育児相談や情報の提供を行います。	昨年に引き続き、なかよし広場において、毎月1回の講座を開催し、作業療法士による「子育て講座」や保育コンシェルジュによる「すこやか相談」を実施し、子育て中の親子の交流の場の提供を積極的に行いました。	A	今後も引き続き、民生・児童委員や子育てボランティアの協力を得ながら実施し、魅力的な講習会を開催するなど、子育て親子の交流の場の提供を行います。また、子育てに関する情報発信を行い、相談しやすい環境づくりにより、広場で受けた子育て相談について、丁寧にフォローしていきます。	維持
	(2)地域における子育て支援サービスの充実	幼稚園・保育園・認定こども園での子育て支援【再掲】	幼稚園では未就園の2・3歳児と保護者を対象に、保育園・認定こども園では未就園児とその保護者を対象に、交流の場を設け、情報や相談窓口の場を提供します。	各施設において、親子が共に交流や相談等を行う交流の場を提供しました。	B	実施状況について、より多くの方が利用頂けるよう情報発信に努めます。	維持
(2)地域における子育て支援サービスの充実	幼稚園・保育園・認定こども園の園庭開放	未就園児が保護者と一緒に幼稚園・保育園・認定こども園の園庭を利用することにより、他の親子とのコミュニケーションを図る場を提供します。	町内幼稚園・保育園・認定こども園において、未就園児と保護者を対象に園見学を兼ねた園庭開放等のイベントを実施しました。	B	引き続き幼稚園・保育園・認定こども園の施設を活用し、未就園児と保護者が一緒にコミュニケーションを図る場の提供を行います。	改善	
(2)地域における子育て支援サービスの充実	広陵町子育て支援施設「ポケット」	家庭で保育を行う保護者の急病、家事都合等に伴う一時的な保育需要に対応するため、子育てサポート事業を実施します。	従来に事業を継続的に実施するとともに、制度の周知に努めました。公園管理事務所の老朽化等に伴い実施場所を旧エコセンターへ移転しました。	B		維持	
(2)地域における子育て支援サービスの充実	子育て世代向けマルシェ開催事業	子育て世代の親子を対象としたマルシェを毎週土曜日図書館にて、かぐやcafé主催で開催し、町が後援することで「子育てしやすいまち」のPRや「親子が交流できる場」を創出します。	当初マルシェを開催していた事業者の撤退により廃止となりました。	B	廃止となった本事業とは別に令和4年度に実施したトリアルサルディング、公募型プロポーザルにより、決定した事業者がカフェ運営を行っており、年に数回は「大人も子供も楽しめる！」をコンセプトにマルシェを開催して「親子が交流できる場」の創出には寄与していると考えています。	廃止	

2 多様な働き方の実現に向けた取り組みの推進

	事業	概要	担当課	達成状況	達成度	残された課題・今後必要な取組	今後の方向性
P.44	(1)働きやすい職場環境づくりの促進 育児・介護休業制度の普及・啓発	住民や企業への育児・介護休業制度について、町広報などにより啓発活動を行い、普及に努めます。	産業総合支援課	他課が企画するセミナーを当課が有する事業者へ積極的に周知するなど連携や畿央大学学生の本件に関する研究のサポートと研究結果を会議等で事業者へ共有しました。	B	民間主導で課題解決できるように、地域密着型プラットフォーム事業を民間に委託した。今後の課題としては、本件含め事業者自ら課題解決できるようにセミナーやコミュニティの形成を行っていきます。	維持
	(1)働きやすい職場環境づくりの促進 女性就労支援セミナー開催事業	再就職を目指す女性を対象としたマザーズセミナーや柔軟な働き方ができるテレワークの普及セミナー等を開催し、子育て中であっても働きやすい環境づくりを目指します。	協働のまちづくり推進課	近畿財務局奈良財務事務所・ハローワーク大和高田に講師を務めていただき、ライフプランに合わせた結婚・出産を機に離職した女性の再就職支援として、「マザーズセミナー」を実施しました。県が開催したデジタル人材を育成するプロジェクトについて周知を行いました。	B	周知期間や方法の見直しが必要です。	維持
	(1)働きやすい職場環境づくりの促進 中小企業・小規模企業振興基本条例に基づく産業振興	町、事業者、中小企業関係団体等が連携し、「住みやすく」「働きやすく」「商売しやすい」環境整備を推進し、活力あるまちづくりを進めます。	産業総合支援課	当該条例に基づき、会議や近畿経済産業局と連携したセミナーを通して企業や中小企業関係団体等へのニーズ喚起を行いました。また雇用や人材育成をはじめとした課題解決を民間主導で行うべく、地域密着型プラットフォームの民間事業者への委託や着尾工業地域造成事業を含めて町外からの企業誘致の積極的な推進を図りました。	B	当該条例に基づいて、町内企業の集まる場づくりを提供しており、そこから企業ニーズの聞き取りを図り、民間主導の振興計画の推進を行っていくことで活力あるまちづくりを実現していきます。	維持

3 とともに子育てを担う意識づくり

P.45	(1)とともに子育てを担う意識づくり 男女共同参画意識の高揚	広報・啓発活動や様々な場を通じ、これまでの社会慣行の見直しや性別による固定的な役割分担意識の解消、男女平等意識の高揚を図ります。	協働のまちづくり推進課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「女性に対する暴力をなくす運動」である11月12日から25日の期間に合わせて、11月中に役場庁舎を含めた町内の主要な公共施設の窓口でパープルリボンを配布を行いました。</li> <li>・広報こうりょうに女性に対する暴力をなくす運動に関連した記事を掲載しました。</li> <li>・商業施設にてパープルライトアップを実施し、館内放送での暴力根絶の呼びかけや従業員のパープルリボン着用にご協力いただきました。</li> <li>・パープルリボン配布用のカードのデザインを刷新し、目的に合わせた相談先やDVチェックリストを追加しました。</li> </ul>	A	今後も様々な関連記事の掲載を継続することで、住民の方に関心をもってもらえると期待するため、情報発信の充実に向けて取り組む必要があります。	維持
	(1)とともに子育てを担う意識づくり 男女共同参画出前講座	町内小学校5校において、男女共同参画に関するテーマの出前講座を実施し、年少期からの男女共同参画意識の醸成を図ります。	協働のまちづくり推進課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町内7校において、「生命の安全教育」に関する出前講座を行い、(オンラインを含んだ状況で)DVやデートDVの被害者にも加害者にもならないカリキュラムを実施しました。</li> </ul>	A	町内全ての小中学生に学習機会を提供できた。継続して殴る蹴る等の身体への直接的な暴力以外にも様々な暴力があることを啓発していく必要があります。	維持
	(1)とともに子育てを担う意識づくり 男の料理教室	男性を対象に年6回程度実施し、男性の家庭生活への積極的な参加を促します。	中央公民館	新型コロナウイルス感染症による事業見直しにより未実施としていましたが、ジェンダーレスの考え方に基づき、男性のみを対象とした本事業を廃止し、性別にかかわらず、全ての住民を対象とした料理教室を実施しています。	D	今後も引き続き性別にかかわらず、全ての住民を対象とした事業を推進します。	廃止
	(1)とともに子育てを担う意識づくり マザークラス、パパママクラス【再掲】	妊婦を対象に、安心して出産を迎えることができるよう、正しい知識の普及を図るとともに、妊婦同士のつながりを持つことで地域のグループ形成へとつなげていきます。また、男性が参加できる日を設けることで、夫婦で育児をしていくという意識の向上を図ります。	けんこう推進課	マザークラスについては、令和5年度に廃止し、以降はパパママクラスのみ実施しています。令和6年度は4回日程を設定しましたが、台風による影響のため3回の実施となりました。妊婦と夫(パートナー)が参加しやすいように、土、日曜日に実施しました。	A	より多くの妊婦と夫(パートナー)に参加してもらおう、引き続き、申込にはLoGoフォームを利用し、パパママクラスは土、日曜日に実施します。また、設定された日程への参加が難しい場合等、必要に応じて、個別で助産師が対応します。	維持
P.46	(2)思春期保健対策の充実 学校教育における思春期保健対策の推進	身体の発達と心の健康について正しい理解をさせるため、学習指導要領に従い、保健体育の教科をはじめあらゆる学習の機会を捉えて、年齢による身体の発達と心の健康のための正しい対応について学習を重ねていきます。	教育総務課	発達段階に応じた教材・指導の手引きを活用しつつ、正しい情報について自ら判断し行動する力を育てるよう理解を深めた。また、心身の発育・発達に関する悩みに対する心のケアを行うとともに、学校全体の共通理解を図り環境の整備に努めました。	B	児童・生徒の理解がすすむよう継続して実施していきます。	維持

基本目標3

子どもの育ちを支援する環境づくり

1 子どもの居場所・交流の場づくり

	事業	概要	担当課	達成状況	達成度 (選択式)	残された課題・今後必要な取組	今後の方向性 (選択式)	
P.47	(1)放課後の居場所づくり	放課後子ども育成教室の充実	本町の小学校に在籍する1年生から6年生のすべての児童を対象に、放課後や学校休業日に安心・安全な子どもの活動拠点(居場所)を提供し、子どもの健全な育成を行います。	子ども課	増加・多様化していく利用ニーズに対応するため、新たな実施場所を確保すると共に、質の向上等を目的として運営の民間委託を開始しました。	B	増加を続ける利用ニーズに対応するため、学校長期休業期間中のみでの受入枠等新たな利用方法を検討し既存施設でより多くの児童が登録できるよう整備する必要があります。	充実
	(1)放課後の居場所づくり	学力向上推進支援事業(広陵放課後塾)	地域の学習指導にかかる経験豊富な人材を活用し、平日の放課後に児童の学力及び学習意欲の向上を図り、地域教育力の強化に資するため、全ての町立小学校において「広陵放課後塾」を実施します。	学校支援室	令和6年6月から令和7年3月までの間、小学3年生を対象に、全町立小学校を会場にして実施しました。	A	放課後子ども育成教室に所属している児童にとっては、育成教室内でオプションとしての実施可能性を研究していることも一つの方法。	改善
P.48	(2)交流機会の提供	地域子育て支援拠点事業(一般型)【再掲】	子育てで悩む親子が気軽に集い、うち解けた雰囲気の中で語り合い、交流する場を提供するとともに、育児相談や情報の提供を行います。	子育て総合支援課	昨年に引き続き、なかよし広場において、毎月1回の講座を開催し、作業療法士による「子育て講座」や保育コンシェルジュによる「すこやか相談」を実施し、子育て中の親子の交流の場の提供を積極的に行いました。	A	今後も引き続き、民生・児童委員や子育てボランティアの協力を得ながら実施し、魅力的な講習会を開催するなど、子育て親子の交流の場の提供を行います。また、子育てに関する情報発信を行い、相談しやすい環境づくりにより、広場で受けた子育て相談について、丁寧にフォローしていきます。	維持
	(2)交流機会の提供	幼稚園・保育園・認定こども園の園庭開放【再掲】	未就園児が保護者と一緒に幼稚園・保育園・認定こども園の園庭を利用することにより、他の親子とのコミュニケーションを図る場を提供します。	子ども課	町内幼稚園・保育園・認定こども園において、未就園児と保護者を対象に園見学を兼ねた園庭開放等のイベントを実施しました。	B	引き続き幼稚園・保育園・認定こども園の施設を活用し、未就園児と保護者が一緒にコミュニケーションを図る場の提供を行います。	改善
	(2)交流機会の提供	子育てママ・パパ応援サロン・公民館カフェ	就学前の子どもを持つ親を対象に、心身ともにリフレッシュし、交流する場を提供します。	中央公民館	新型コロナウイルス感染症による事業見直しにより廃止となりました。	D	社会教育事業として取り組む内容ではないと判断し廃止しています。	廃止
P.49	(2)交流機会の提供	子育て世代向けマルシェ開催事業【再掲】	子育て世代の親子を対象としたマルシェを毎週土曜日図書館にて、かぐやcafé主催で開催し、町が後援することで「子育てしやすいまち」のPRや「親子が交流できる場」を創出します。	総合政策課	当初マルシェを開催していた事業者の撤退により廃止となりました。	B	廃止となった本事業とは別に令和4年度に実施したトライアルサウンディング、公募型プロボノザルにより、決定した事業者がカフェ運営を行っており、年に数回は「大人も子供も楽しめる！」をコンセプトにマルシェを開催して「親子が交流できる場」の創出には寄与していると考えています。	廃止
	(3)子どもの遊び場・体験機会の充実	公園の管理	地域住民に憩いと安らぎの場を提供し、安全性確保のため十分な管理を実施します。	都市整備課	危険木の撤去や、樹木の剪定など適正な維持管理を進めました。公園施設の老朽化対策として、竹取公園のちびっこゲレンデ改修工事、見立山公園のトイレ改修工事、街区公園の遊具改修工事を行いました。	B	公園内に繁茂する樹木や植栽の剪定・伐採による適正な管理を行う必要があります。また、公園施設の老朽化対策として、効果的、効果的な施設管理を行う必要があります。	充実
P.49	(3)子どもの遊び場・体験機会の充実	子どもの広場遊具保守管理事業	児童の健全な育成に寄与するため、各地区に対し、その管理する遊具の保守管理に要する経費を補助します。	子ども課	従来の事業を継続的に実施するとともに、制度の周知に努めました。	B		維持
	(3)子どもの遊び場・体験機会の充実	いのちを守るまちづくりイベント	健康をキーワードに、多角的な視点から「いのち」について考える機会とし、関係機関と連携しながらその「いのち」を大切にするために必要な行動等について啓発を行います。	けんこう推進課	健康増進法に基づく健康増進事業の啓発等「健康増進」の取り組みに加えて、「食育」、「虐待予防」、「自殺予防」、「その他健康啓発」等をテーマにしたブースを設置しました。設置にあたっては、関係各課、その他関係団体に担当してもらい、行動変容につながるアプローチを実施しました。また、各ライフサイクルに応じた体験型イベント・啓発を企業や大学と協働で実施しました。来場者を実施したアンケートからは、来場者は子育て世代が多く、家族で健康について考えるきっかけになったことが伺えました。	A	今後も、庁内関係課だけでなく、企業や大学、その他関係団体とも協働し、多角的観点から「いのちを守る」ことへの自助力が向上し、特に若い世代への健康づくり意識の向上を図る機会としてイベントを実施します。	維持
	(3)子どもの遊び場・体験機会の充実	赤ちゃんから絵本を楽しむ	就園前の乳児を対象に、乳児から絵本に親しむとともに、絵本を通じて親子のふれあいを大切に、児童の心豊かな成長の手助けとなるよう、乳児向けの絵本の紹介や読み聞かせを行う。また、育児の意見交換などをし、親同士の交流の場を提供します。	図書館	令和6年度も引き続き安定してイベントの開催を続けることができました。子育て中の親同士の交流の場として周囲の認知も進み、参加人数は前年度1,011人から1,185人に増加しました。	A		維持
	(3)子どもの遊び場・体験機会の充実	ジュニアリーダー体験交流事業	集団生活をする事により規律を守ること、友達と協力することの大切さを学びます。	生涯学習課	新型コロナウイルス感染症による事業見直しにより廃止となりました。	D	ジュニアリーダーの母体となる子ども会活動が困難になってきている現状に鑑みて、時代に即した活動を推進する必要があると考えます。	廃止
P.49	(3)子どもの遊び場・体験機会の充実	子ども将棋講習会	プロの指導で実践的な将棋の指し方を学びます。	中央公民館	プロ棋士の村田智穂氏を迎えて、夏休み期間(3日間)に実施し、延べ75人の参加がありました。町の将棋クラブの方にも協力いただき、正しい将棋の指し方について、楽しく学ぶことができました。	B	継続して取り組んで来た事業で、一定の成果があったため、今後、新事業への移行も含めて、縮小したいと考えます。	縮小
	(3)子どもの遊び場・体験機会の充実	公民館映画祭	小学生向けの新作映画を上映します。	中央公民館	従来の夏休み実施から、文化祭での上映に時期を変更し、「すみっこぐら」を上映しました。2回上映で、120人の参加がありました。	B	家庭で、好きな映画が手軽に視聴できる時代ではありますが、文化祭の催しのひとつとして、ある程度の集客効果が見込めると考えます。	改善

	事業	概要	担当課	達成状況	達成度	残された課題・今後必要な取組	今後の方向性
P.50	(3)子どもの遊び場・体験機会の充実	スポーツ少年団スキー活動等	スポーツ振興課	昨年引き続き、スキー活動を実施し、大自然を実感できる機会を提供しました。また、野外活動については、日帰りではなく、宿泊での実施となりました。	B	野外活動は、8月の暑い時期での実施になるため、団員の健康状態には特に配慮して進めます。	維持
	(3)子どもの遊び場・体験機会の充実	児童地域間交流事業	生涯学習課	令和5年度に事業廃止となりました。	D	令和5年度に事業廃止となりました。	廃止
	(3)子どもの遊び場・体験機会の充実	歳末社協イベント	社会福祉協議会	町内の中学生以下の子どもさんを対象に、臼と杵を使った「餅つき体験」と「餅丸め体験」ができる「社協年末もちつき大会」を実施し、親子で参加できる地域の交流の場を提供しました。住民参加者数は前年度の約1.2倍(148人→182人)でした。	A	楽しいイベントとなるよう、また、食中毒や異物混入などがないように細心の注意を払い取り組みます。	維持
	(3)子どもの遊び場・体験機会の充実	夏休み子どもサロン	社会福祉協議会	新型コロナウイルス感染症による事業見直しにより廃止となりました。	D		廃止

## 2 子どもの「生きる力」を育む教育環境の充実

P.51	(1)幼児教育の充実	家庭教育学級	生涯学習課	幼稚園、こども園、小・中学校に、任意での開設依頼をしたところ、2件の開設がありました。また、町人権セミナーとの合同開催で開催した研修会では、発達障がい等で悩んでいる子どもへの支援に関する講演を受講し、学びを深めました。	B	各園・学校で行う家庭教育学級を任意開催とすることで、回数と負担が軽減されました。今後、合同開催の人権セミナーの講演について、より多くの意見を吸い上げることとし、内容の充実を図ります。	改善
	(1)幼児教育の充実	保育園・認定こども園における家庭教育の推進	こども課	テーマの選定や講師の調整などがつかなかったことから、未実施となりました。	C	今後は本事業を廃止し、本事業とは別に保護者のニーズにあった情報の提供に努めていきます。	廃止
P.52	(2)学校教育の充実	少人数学習指導	教育総務課	少人数クラスを取り入れ、それぞれの課題に向き合いながら、より丁寧な指導を実施するよう努めました。	B	一人一人の課題に答えられるよう継続して実施していきます。	維持
	(2)学校教育の充実	基礎学力の向上(全国学力・学習状況調査の活用など)	教育総務課	各中学校区ごとに学力向上推進協議会を2回実施し、前年度の学力調査や広陵町標準学習調査の結果をもとに、各校の目標や課題、取り組みについて情報交換したり、今年度の学習調査の結果分析を通して、それぞれの学校の課題と次年度につながる対策をしたりしました。	B		維持
	(2)学校教育の充実	心の相談員の配置(スクールカウンセラーの配置)	学校支援室	町立中学校に巡回配置し、児童・生徒・保護者が相談しやすい環境づくりに努め、きめ細かい相談対応を実施しました。	A		維持
	(2)学校教育の充実	子どもと親の相談員の配置	学校支援室	児童の問題行動や不登校について、子どもの悩みや保護者の不安、教員の悩みや不安等の相談に応じ、きめ細やかな対応を行いました。	A		維持
	(2)学校教育の充実	学校評価制度	教育総務課	学校運営協議会を通して12月にアンケートを行い、年度末に地域関係者、保護者、教職員それぞれの立場で、学校運営全般についての客観的・専門的な評価を行いました。	A		維持
	(2)学校教育の充実	総合学習の推進	教育総務課	GiGA スクール構想の進展や Society 5.0など、変化の激しい社会において、実社会・実生活と関連した探究活動により、学ぶことの意義や楽しさを実感できるような学習に取り組みました。	B		維持
	(2)学校教育の充実	教育フォーラムの開催	教育総務課	教職員及びPTAを対象に、8月に「広陵町教育講演会」を開催し、講師の高橋広子氏(石巻市)を招き、「震災遺構と展示が伝えるもの」という講演を実施し、多様な視点で学びを考える機会となりました。	B		維持
(2)学校教育の充実	学校支援地域本部事業	教育総務課	全小中学校に配置されている地域コーディネーターを中心に、地域学校運営協議会本部内に設置している三部会(環境整備部・学習支援部・安全部)で、各学校のニーズに対応していけるよう、地域住民の知識・技能、そして経験を生かした支援活動の検討を進めています。	B		維持	

	事業	概要	担当課	達成状況	達成度	残された課題・今後必要な取組	今後の方向性
(2)学校教育の充実	コミュニティ・スクールの導入	社会に開かれた教育課程の実現に向けて地域住民との情報や課題を共有し、学校と地域をパートナーとして連携・協働し、子どもたちの学びを充実させていくとともに、学校を核とした地域づくりを実施します。	教育総務課	コミュニティスクールを導入して4年目となり、年3～4回の学校運営協議会を開催し、意見交換を行い、引き続き活動に取り組んでいます。8月には「こどものために みんなでつなぐ 地域とともにある学校」をテーマに講師の西孝一郎氏を招き、全体でコミュニティスクール研修会を行いました。	B	学校を核とした地域づくりを旨とし、学校と地域がより強固な結びつきとなるように務めていきます。	維持

## 基本目標4

### 子どもを守る環境づくり

#### 1 子どもの権利の尊重と児童虐待の防止

	事業	概要	担当課	達成状況	達成度 (選択式)	残された課題・今後必要な取組	今後の方向性 (選択式)
P.53	(1)子どもの権利を尊重する意識づくり	子どもの人権啓発	子ども課	人権の大切さについて保育士等が理解したうえで保育を実施しました。	B	引き続き人権の大切さを踏まえた上で、保育に取り組んでまいります。	維持
	(1)子どもの権利を尊重する意識づくり	子どもの人権教育	生涯学習課	子どもを対象とした、貸出用DVDを購入し、ライブラリーの整備を行いました。保護者に対しては、子どもの人権に関する講演会を開催し、学びを深めました。	B	DVD購入費用が補助対象にならない年は、購入ができないため、ライブラリーの充実が困難です。近隣市町と連携し、相互貸借についての協議が必要かと考えます。	改善
P.54	(2)子どもの虐待防止対策の強化	要保護児童対策地域協議会	子育て総合支援課	昨年に引き続き、定期的な実務者会議を開催する中で、各支援機関と情報共有を行うとともに、個別ケース検討会議において各種関係機関と連携しながら、個別事業の対応を行いました。	B	令和7年度からは、増加する管理児童に対して、よりきめ細かな支援を行うため、1回の実務者会議を半日から1日に延長するとともに、関係機関と連携を密にし、さらなる支援体制の強化に努めます。	充実
	(2)子どもの虐待防止対策の強化	子ども家庭総合支援拠点の設置検討	子育て総合支援課	従来の「広陵町子育て家庭総合相談センター」をさらに再編し、「広陵町子ども家庭センター」を開設しました。ここでは新たに配置したセンター長や統括支援員の指揮・命令のもと、相談支援体制の強化を図り、児童虐待の早期発見に努めるとともに、各種関係機関と連携し、情報共有を行いました。	A	今後は、さわやかホール2階のワンフロアに関連する課を集約した「子ども家庭センター」において、各課が連携し、相談支援の強化を図ります。	充実
	(2)子どもの虐待防止対策の強化	こんには赤ちゃん事業(乳幼児全戸訪問事業)【再掲】	けんこう推進課	生後4か月までの乳児と保護者に助産師または保健師が家庭を全件訪問しました。家庭訪問が困難な場合は、来所相談を行う等、柔軟に対応し、乳児の健やかな成長と子育てを支援しました。	A	生後4か月までの乳幼児と保護者全員に対し、助産師または保健師が家庭訪問による相談支援を実施します。	維持
	(2)子どもの虐待防止対策の強化	赤ちゃん誕生おめでとう訪問活動(民生児童委員協議会)	社会福祉課	生後2か月の乳児と母親を対象に地域担当民生委員と主任児童委員が家庭を訪問し、「広陵町子育て情報」などを配布し、子育て支援を行います。	A	トラブルなく実施できていることから現状維持と考えます。	維持
	(2)子どもの虐待防止対策の強化	子育て応援啓発活動(民生児童委員協議会)	社会福祉課	生後4か月の乳児を対象に地域担当民生委員名が記載された子育て応援パンフレットを配布し、児童虐待の発生防止、早期発見、早期対応への啓発に努めます。	A	トラブルなく実施できていることから現状維持と考えます。	維持
	(2)子どもの虐待防止対策の強化	養育支援訪問事業	けんこう推進課	要支援者の家庭を保健師が訪問し、産婦の不安や育児の悩みなどを聞き取り、必要な助言を継続的に行います。	A	子ども家庭センターとして、支援を要する家庭を取り残さないように各関係機関と連携をとりつつ、訪問による支援を実施します。	維持

#### 2 様々な子どもと子育てへの支援

P.55	(1)ひとり親家庭の自立支援の推進	児童扶養手当	子ども課	従来は母と生計を同じくしていない児童などの家庭生活の安定と自立を助け、児童が心身ともに健やかに成長するよう役立ててもらうために、父または母や父母に代わってその児童を養育している方に支給します。	B		維持
	(1)ひとり親家庭の自立支援の推進	母子、父子及び寡婦福祉資金貸付事業	子ども課	従来は母と生計を同じくしていない児童などの家庭生活の安定と自立を助け、児童が心身ともに健やかに成長するよう役立ててもらうために、父または母や父母に代わってその児童を養育している方に支給します。	B		維持
	(1)ひとり親家庭の自立支援の推進	ひとり親家庭等医療費助成事業	保険年金課	従来は母と生計を同じくしていない児童などの家庭生活の安定と自立を助け、児童が心身ともに健やかに成長するよう役立ててもらうために、父または母や父母に代わってその児童を養育している方に支給します。	A		維持

	事業	概要	担当課	達成状況	達成度	残された課題・今後必要な取組	今後の方向性	
P.56	(1)ひとり親家庭の自立支援の推進	ひとり親家庭ふれあい交流事業	ひとり親家庭を対象に、親子がふれあい、社会学習につながる場として、日帰り体験旅行を実施します。	社会福祉協議会	ひとり親家庭の子育て支援として、夏休みに大阪方面への日帰り旅行を実施しました。「カップヌードルミュージアム」でカップヌードルの歴史について学び、体験をし、「ニフレ」では、色々な動物を観察しました。	A	今後もケガや事故のないよう注意しながら取り組みます。	維持
	(2)障がい児施策の充実	放課後子ども育成教室における障がい児の受け入れの推進	放課後子ども育成教室における障がい児の受け入れについては、登録希望があれば、各教室クラブ長と協議の上決定します。登録後は家庭との連携を密にし、各児童に応じたきめ細かな支援を図ります。	子ども課	受け入れのうえで支援を必要とする児童に関しては、加配の指導員を配置するなど、体制を整えました。	B	受け入れに関する協議の時期が年度終了直前であり、受け入れできないとなった場合、児童の放課後の居場所が確保できなくなるため、協議の時期を早める等の対応が必要です。	改善
	(2)障がい児施策の充実	障がい児園訪問事業	幼稚園・保育園・認定こども園に作業療法士を派遣し、支援を必要とする園児、あるいはその疑いのある園児のそれぞれの特性を把握し、子どもにかかわる幼稚園教諭、保育士に助言、指導を行い、支援を図ります。	子育て総合支援課	従来の事業の在り方を検討しながら、子どもへの関わり方について幼稚園教諭、保育士に対し、作業療法士に専門的な助言、指導を行っていただくことにより、各園児に適した支援を図りました。	B		維持
	(2)障がい児施策の充実	子ども相談事業	子どもの発達や育児に対して不安のある就学までの親子を対象に、専門職による相談を通して、健やかな成長・発達を支援します。	けんこう推進課	子どもの発達や育児に不安がある就学までの親子を対象に、臨床心理士、保育コーディネーターが個別相談を実施しました。必要時、相談で実施した発達検査結果をもとに専門医療機関へ紹介や情報提供を実施し、早期支援につなげました。	A	子ども相談の結果を通じて、関係各課、医療機関、保育園、幼稚園、こども園等と連携しながら、子どもの健やかな成長・発達を支援します。	維持
P.57	(2)障がい児施策の充実	夏季教育相談	障がいがあると思われる子どもの親が抱える就学に向けての不安や悩みについて、専門の相談員と学校・幼稚園などの教諭を交え、相談する機会をつくります。また、就学及び進学予定の学校を会場として実施することで、早期から学校と関係を構築できる機会を設けて、スムーズな就学につなげる機会をつくっていきます。	学校支援室	夏期休業期間に各小・中学校を会場として実施しました。	A		維持
	(2)障がい児施策の充実	就学相談	小・中学校への就学を前提とした教育相談として実施します。また、県からの巡回相談も活用します。さらに、園と学校との連携を深め、より適切な就学指導へつなげていきます。	学校支援室	夏期休業期間に各小・中学校を会場として実施しました。	A		維持
	(2)障がい児施策の充実	まなび相談室	障がいのある子どもの親が抱える不安や悩みについて、継続的に相談できる場を提供します。相談には障がい児教育が専門の臨床心理士が担当します。	学校支援室	保護者が継続的に相談しやすい環境づくりに努め、きめ細かい相談対応を実施しました。	A		維持
	(2)障がい児施策の充実	通級指導教室による通級指導	町立小・中学校に開設している通級指導教室で通常学級に在籍する障がいのある児童生徒に学習場面や生活場面で生じる困難を改善、克服することができるように、対象者の教育ニーズに応じた特別の指導を行います。	学校支援室	真美ヶ丘中学校に新たな教室を設置し、広陵中学校への巡回指導を始め、全ての町立小学校、中学校で通級指導を実施しました。	A	全ての町立小・中学校への通級指導教室担当教員の配置について、引き続き県教育委員会に働きかけていきます。	充実
	(2)障がい児施策の充実	障がい児相談支援事業	障がいに関する相談や助言を行うとともに、障がい児や家族同士のつながりの場を提供します。	社会福祉課	障がい児を抱える親同士が繋がる場、勉強会の場として「てとと」を管内事業所に委託して開催しています。	A	年々参加人数も伸びており、関心を持たれる保護者も増加していることから、事業所への委託費の増額も検討事項として挙げられます。	改善
	(2)障がい児施策の充実	障がい者総合支援法のサービス(介護給付費、補装具、地域生活支援事業)	自宅へ入浴や排せつ、食事などの介助を行います。介護を行う人が病気などの場合、短期間、施設へ入所し、施設で入浴や排せつ、食事などの介助を行います。また、身体機能を補うための用具の購入や修理に要する費用の支給、余暇活動などに参加するための外出支援などを行います。	社会福祉課	医療的ケア児だけではなく、重度の療育・身体障がい者手帳を取得している児童を持つ親に対して、成長に伴い親だけでは介護が難しいと思われる方には居宅介護や訪問入浴、補装具、移動支援等の制度を案内し、利用に繋げています。	B	特に移動支援については、近年利用者が増加傾向にあることから、対応できる事業所(職員数)が足りていない状況です。町としても新規事業所の開拓が必要です。また、医療的ケア児については医療機関と連携する機会も多く、医療に対する専門知識がない職員では対応に苦慮する場面も多々あるため、保健師等の専門職配置が必須と考えます。	改善
(2)障がい児施策の充実	児童福祉法のサービス(障がい児通所給付費・障がい児相談支援給付費)	通所施設において、日常生活の基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練などを行います。通所するにあたり、指定障がい児相談支援事業所がサービス利用計画を作成します。	社会福祉課	手帳を所持している児童のほか、医療機関で「発達障がい(疑い含む)」の診断がついた児童の保護者に対して、サービス利用に係る申請があれば迅速に療育が受けられるよう計画相談支援事業所に繋ぎ、サービスの支給決定を行っています。	B	近年は医療機関の診断書だけでは対象児の特性が掴みにくく、窓口での聞き取り調査が重要となっています。また、真にサービスの利用が必須なのか否かについても一般の行政職員では判断がしにくい点、また、障がい特性を把握し、家庭における介入方法についてもその場で助言が求められる点においても保健師等の専門職配置が必須と考えます(現状では支給決定まで事務的になっている)。	改善	

P.58

	事業	概要	担当課	達成状況	達成度	残された課題・今後必要な取組	今後の方向性
(2)障がい児施策の充実	障がい福祉年金	障がい者(児)の福祉の増進のため、身体障がい者手帳1級から6級、療育手帳A・B及び精神障がい者保健福祉手帳1級から3級を所持している方に対し年2回支給します。	社会福祉課	手帳を取得している児童の保護者に対して、障がい福祉年金を支給しています。	A	対象者には漏れなく支給しているが、この事業の有用性が時代に合っているとは思えない。廃止及び代替えになる事業の創設を検討して必要がある。	改善
(2)障がい児施策の充実	重度心身障がい者・児福祉タクシー	身体障がい者手帳1級または2級、療育手帳A1またはA2の障がい者(児)に対し、福祉タクシー利用料金の一部(基本料金部分)を助成します。	社会福祉課	手帳取得時に保護者に対して制度の案内を行い、利用希望により申請される方にはタクシーチケットを配布しています(児童の場合、親の運転する車で外出時に移動される方が多いため、希望される方は少ない)。	A	対象者のうち希望者には適宜配布している。トラブルなく実施できていることから現状維持と考えます。	維持
(2)障がい児施策の充実	紙おむつ等支給事業	在宅の寝たきり障がい者(児)に対し、紙おむつ及びおむつカバーを支給します。	社会福祉課	紙おむつ等支給事業よりも、日常生活用具の方が受けられる枚数が多いことから、対象者には手帳取得時に日常生活用具での申請を促しています。	B	一旦、事業が廃止することになっていましたが、結果的に残った事業です。今後、日常生活用具の支給に該当しない方で紙おむつを要する対象者には制度の案内を実施していきます。	維持
(2)障がい児施策の充実	理容・美容サービス事業	在宅の身体障がい者手帳1級または2級で、寝たきりの障がい者(児)に対し、訪問による理美容サービスを実施します。	社会福祉課	制度の案内は行っていますが、現在、利用者はほとんどいません。	B	利用者は少ないですが、トラブルなく実施できていることから現状維持と考えます。	維持
(2)障がい児施策の充実	布団丸洗いサービス事業	在宅の身体障がい者手帳1級または2級で、寝たきりの障がい者(児)に対し、布団丸洗いサービスを実施します。	社会福祉課	制度の案内は行っていますが、現在、利用者はほとんどいません。	B	利用者は少ないですが、トラブルなく実施できていることから現状維持と考えます。	維持
(2)障がい児施策の充実	障がい者等入院時コミュニケーション支援事業	身体障がい者手帳1級または2級、療育手帳A1またはA2、精神障がい者保健福祉手帳1級を所持し、意思疎通が困難な障がい者(児)(就学前児童は除く。)が入院した際、医療従事者等と対象者の意思疎通を図ること及びこれに伴う必要な見守りを行います。	社会福祉課	制度の案内は行っていますが、現在、利用者はほとんどいません。	B	比較的用户数は少ないですが、数年ごとに利用希望者はおり、支給決定しています。万が一に備えて、対応できる事業所の確保が必要です。	改善
(2)障がい児施策の充実	難聴児補聴器購入費助成金	身体障がい者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児の健全な発達を支援するため、補聴器購入費用の一部を助成します。	社会福祉課	手帳取得時に対象者の保護者に対しては制度を案内し、利用申請に努めています。	B	毎年予算化しており、対象者発生時に備えています。	維持
P.59	(3)経済的困難を抱える家庭への支援	子どもの貧困対策事業	子ども課	関係機関と個別に情報共有を行うと共に、令和7年度に策定予定の子ども計画の資料とするため子どもの生活実態に関するアンケート調査を行いました。	B	子ども計画に貧困に関する項目を盛り込み政策方針を決定していきます。	改善
(3)経済的困難を抱える家庭への支援	歳末慰問事業	要保護、準要保護世帯の小・中学校の子どもに図書カード等を配布します。	社会福祉協議会	要保護・準要保護世帯の小・中学生を対象に、一人あたり1,000円(1世帯上限3,000円)の図書カードを地域の民生委員の協力を得て、140世帯に配付しました。	A	社協と民生委員が情報共有し、経済的困難を抱える家庭からの相談があれば、支援できるよう今後も取り組みます。	維持

3 子どもの安全の確保

P.60

(1)交通安全対策の強化	交通安全施設など整備事業	安全点検を実施し、危険のない施設の整備を行います。また、自治会などとも連携して、各地区の安全な環境の整備に努めます。	安全安心課	カーブミラー新設10基、カーブミラーの修繕12基。また、横断歩道・止まれ線の修繕が必要と思われる箇所について要望を行い、横断歩道33箇所、一旦停止11箇所が修繕されました。	B	開発等で住民と交通量が増加する可能性があります。それに伴い、通学路の問題が生じる恐れがあります。	維持
(1)交通安全対策の強化	交通安全教室の開催	園児・児童・生徒に対して、交通指導員が学校・園で安全教室を開催し、交通安全教育の推進を図ります。	安全安心課	民間・各種機関等の協力を得て、町内中学校、小学校、幼・保・こども園にて、37回開催しました。	A	今後も、民間・各種機関・団体の協力を得て交通安全教室を開催する予定です。	維持
(1)交通安全対策の強化	チャイルドシート、児童・幼児の自転車乗車時のヘルメット着用の推進	児童の保護者に対し、チャイルドシートや自転車乗車時のヘルメットの着用について啓発を行い、着用を推進します。	安全安心課	春と秋の交通安全運動期間中に啓発活動を行い、交通安全を訴えました。また、園児の保護者に対してチラシでチャイルドシートの着用を訴えました。	C	啓発活動・チラシの配付等で着用を推進しましたが、ヘルメットの着用は努力義務であるため、必要性が伝わりなくなっています。	改善
(1)交通安全対策の強化	広陵町交通安全推進日における交通安全立哨	春と秋の交通安全運動期間と、毎月1日、15日、25日(学校長期休業期間を除く)に、園児・児童・生徒の通園・通学時に、広陵町交通安全対策協議会理事、各大学・自治会役員が交差点において立哨し、町の広報車2台により交通安全の巡回啓発広報を実施します。	安全安心課	各関係者・団体等の協力により、計画どおり交通安全立哨を実施しました。	B	高齢化等により、立哨活動が難しくなる区・自治会があり、苦慮されている地域があります。	改善
(1)交通安全対策の強化	「通学路」の看板設置	通学路の安全を確保するために「通学路」の看板の設置を行います。	安全安心課	地元から要望のあった危険箇所に交通安全の看板を1基設置しました。	B	開発等で住民が増加し、交通量が増加する可能性がある。それに伴い、通学路の問題が生じる恐れがあります。	維持

P.61

(2)防犯対策の強化	防犯灯の整備促進	安全なまちづくりに向けての環境整備として、地域の要望に応じて設置します。	安全安心課	歩行者の安全確保と犯罪被害を防止し、安全安心なまちづくりを推進するため、地域からの要望を受けて、防犯上必要と認められる箇所に設置しました。	A	地域の要望を伺いながら、環境整備に努めて参ります。	維持
(2)防犯対策の強化	子どもを対象とした防犯指導の実施	安心・安全なまちづくりに向けて、子どもたちに対し防犯指導を行うことにより、危険を未然に防止できるよう努めます。	安全安心課	地域見守りボランティア活動、地域安全推進委員によるパトロール、子ども110番の家の協力により防犯対策に努めました。	B	今後も各関係者・団体等と連携し、交通安全に努めます。	維持
(2)防犯対策の強化	「子ども110番の家」の設置促進	園児・児童・生徒の危険を未然に防止するため、町内全家庭が子どもたちの安全を確保する考えのもとに、子ども110番の家の活用を図ります。	安全安心課	安全で住みよいまちづくりを進めるため、町内全域で実施しています。万が一の際に逃げ込む場所として「子ども110番の家」を標示し、犯罪抑止に努めています。	B	近年、協力者が高齢化・共働きの増加により、事業継続が困難であると辞退される方がおり、新規協力者の確保を検討する必要があります。	改善

	事業	概要	担当課	達成状況	達成度	残された課題・今後必要な取組	今後の方向性
(2)防犯対策の強化	防犯ボランティア活動への支援	「人によさしいまちづくり推進事業」の防犯事業を区・自治会に推進するとともに、防犯ボランティア活動を支援します。	安全安心課	地域住民による児童や高齢者の見守り体制を確立し、ボランティア登録の上、活動用品を貸与して活動の支援を行っています。	B	共働き・定年が延長されたことから、新規協力者の確保が困難です。	改善
(2)防犯対策の強化	子どもの見守り活動の推進	子どもの見守り活動の啓発を行い、地域見守りボランティアを募集し、その活動を支援します。	安全安心課	地域安全推進員による地区別パトロールを行い、児童の見守り活動を行いました。	B	学童の利用・習い事・熱中症対策等により、公園で遊ぶ児童が減少しています。	維持
(2)防犯対策の強化	防犯パトロールの実施	子どもの安全を守るため、PTAや各種団体と連携して巡視・啓発活動を実施します。	生涯学習課	毎月の定例巡視のほか、学期ごとの校門立哨活動、地域の祭り等の巡視等、さまざまな機会を捉えて見守り活動を行いました。また、かぐや姫まつりでは、ブース出展による啓発活動を行いました。	B	子どもの安全確保が困難な時代ではありますが、各種団体との連携を強化するとともに、他課と重複する事業は整理し、効率的な活動を推進します。	維持
(3)安心できる生活空間の確保	狭あい道路整備等促進事業	集落内の道路幅員を拡幅することにより、生活道路としての機能向上とともに、防災面においても安全な道路環境整備を実施します。	都市整備課	狭あい区間解消に向けた事業を実施しました。大垣内地区において、「防災100年計画事業」として、家の建替に合わせて前面道路の拡幅を行いました。	B	「防災100年計画」を各大字における重要な道路へと拡大し、地域の防災力を高める必要があります。	充実
(3)安心できる生活空間の確保	交通安全施設など整備事業	歩行者・自転車などの安全と快適性を確保します。	都市整備課	路肩部に自転車走行のための路面標示を行い、自転車走行環境の整備を実施しました。また、カラー舗装等を実施し、歩行者の安全性を向上させました。	B	引き続き、歩道の改良や路面標示により自転車走行空間の整備に努めます。交差点付近など危険箇所においては、防護柵の設置、改修等を進めていく必要があります。	維持
(3)安心できる生活空間の確保	奈良県福祉のまちづくり条例に基づく整備の推進	障がい者(児)、高齢者をはじめとするすべての住民にとって安全で快適な生活環境の整備を推進し、住民の福祉の増進を図ります。	都市整備課	民間事業者に対して、開発等の相談時には、奈良県福祉のまちづくり条例に基づく指導を行いました。	B	引き続き、民間事業者に対して条例を遵守するよう指導していく必要があります。また、町が行う事業についても、条例を遵守するように努めます。	維持
(3)安心できる生活空間の確保	移動等の円滑化のための町道の構造に関する条例に基づく整備の推進	歩道・車道利用を安全かつ円滑に通行することを確保するための構造を図り推進します。	都市整備課	道路の側溝改修等により歩道空間の確保など行いました。	B	引き続き、条例を遵守し、歩道および車道を安全かつ円滑に通行できるよう道路の整備に努めます。	維持
(3)安心できる生活空間の確保	移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する条例に基づく整備の推進	高齢者・障がい者(児)にとって、公園施設等の利用が円滑に利用可能とするために構造基準を設け、推進します。	都市整備課	見立山公園において、条例に適合するトイレの整備を行いました。広陵第1号近隣公園において、新たにトイレ改修工事のための設計業務を行いました。	B	引き続き、条例を遵守し、誰もが利用しやすい公園のトイレ等の施設整備に努めます。	維持